

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年1月6日（平成29年（行個）諮問第1号）

答申日：平成29年5月15日（平成29年度（行個）答申第24号）

事件名：本人からの労働相談に係る文書等の一部訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年特定月頃から私が特定事業場の件で、特定労働基準監督署において、相談した内容について。調査結果やわたした資料等、きちんと見て調べているか。監督官のミス連発に対してのAや上司のB、特定役職XのCや特定役職Y等の調査や申告、相談などや、私からの苦情に対してどう受け止めているのかわかる資料。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成28年9月21日付け埼玉労働局個開訂第28-1号により埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定労働基準監督署A監督官のミスいんぺい等職務たいまん行為。特定労働基準監督署や国ぐるみでのミスいんぺい行為。

ミスがのっていない事や情報が違うことそして謝罪もない。

訂正するための調査もいかけんである。

（以下、判読不明。）

（2）意見書

審査請求人から意見書が当審査会宛て提出（平成29年3月10日）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年7月23日付けで、処分庁に対して、法28条1項に基づき、「審査請求人が特定文書番号部分開示に基づき平成28年特定月日に受理した保有個人情報」に係る訂正請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が平成28年9月21日付け埼玉労働局個開訂第28-1号により一部訂正決定（原処分）を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成28年10月9日付け（同月11日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、保有個人情報の訂正義務があると認められる部分については法29条の規定に基づき訂正し、その余の部分については訂正義務があると認められないとして、法30条第1項の規定に基づき一部訂正とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が法18条1項の規定に基づく部分開示決定（平成28年7月8日付け埼玉労働局個開第28-75号）により開示を受けた、特定労働基準監督署において作成された、審査請求人からの労働相談に係る関係書類及び審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があるとした情報提供による申告処理に係る関係書類（以下、第3においては「対象文書」という。）である。

(2) 訂正請求対象保有個人情報の該当性について

対象文書は、審査請求人が法18条1項の規定に基づく開示決定により開示を受けた保有個人情報であり、法27条1項1号に規定する訂正請求対象保有個人情報に該当する。

対象文書のうち、審査請求人が訂正を求める文書は、相談票、申告処理台帳及び続紙、監督復命書の続紙及び是正勧告書（控）である（訂正請求の内容については別表1ないし4参照）。

一般に、相談票には受付年月日、相談者氏名、住所、事業場（所）名、相談内容等が記録され、併せて当該事案の処理方法等に関する意見等も記載されている。

申告処理台帳は、労働者が、事業場に労働基準法等関係法令の違反があるとして労働基準監督官に対して申告し、当該申告に基づき労働基準監督官が対象となる事業場に対し臨検監督等を行った処理状況等が記載されるものであり、一般に、申告処理台帳には受理年月日、申告事項、申告の経緯、申告の内容等が記載され、申告処理台帳の続紙には、処理年月日、処理方法、処理経過等が記載されている。

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際

に、事業場ごとに作成される文書であり、一般に、監督復命書の続紙には、監督種別、整理番号、参考事項・意見が記載されている。

是正勧告書（控）は、労働基準監督官が事業場に対し、労働基準法等関係法令の違反事項については是正すべき旨を記して交付する文書の控えである。一般に、交付年月日、事業の名称、代表者職氏名、事業場の名称、労働基準監督署名、労働基準監督官の氏名、前文、法条項等、違反事項、是正期日、是正確認、受領年月日、受領者職氏名が記載されている。

（３）訂正の要否について

ア 法２９条は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと規定している。

なお、過去の答申（平成２６年度（行個）答申第９１号）において、「訂正請求を行う請求人は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、訂正請求を受けた処分庁が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法２９条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求の審査請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても審査請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、同条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになると解されている。」としている。

イ 諮問庁において、労働局を通じて特定労働基準監督署の担当官数名に対し、本件審査請求に係る相談票、申告処理台帳及び続紙、監督復命書（続紙）並びに是正勧告書（控）について、訂正請求に係る部分の記述内容の確認を行ったところ、本件訂正請求部分のうち、訂正内容が事実であることが明らかとなった申告処理台帳の続紙の「処理経過欄」の一部については、既に原処分において、法２９条の当該訂正請求に理由があると認められるとして、訂正を行ったところである。これに加え、対象文書のうち訂正請求の対象とならない部分についても、処分庁が事実と異なると判断した部分を職権により訂正を行ったところである（別表２の２、２５、２９及び４１及び別表５参照）。

一方、本件訂正請求部分のうち、訂正を行わなかった部分については、特定労働基準監督署の担当者が、審査請求人から相談を受けた際に聴取した内容とは異なるもの等が含まれており、また、担当官は事実と反する内容を記載したとの認識もないとのことである。

さらに、訂正請求の内容が事実でないと判断できる明確かつ具体的な根拠は、審査請求人から示されていない。

したがって、これらの部分は、事実でないと判断するための根拠が認められないことから、前述の過去の答申例による解釈も考慮した上で、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないと判断する。

ウ 相談票、申告処理台帳及び続紙並びに監督復命書の続紙には、労働者からの相談内容、申告事案の処理状況、監督指導の処理状況やこれらを踏まえた事案への対応方針等について、行政庁として必要と判断した内容を記載するものである。このような対象文書の性格やその作成目的に照らせば、その記載内容について、審査請求人とのやりとりの全てを記載する必要はなく、担当官がその作成目的に照らして必要と判断する内容やふさわしい表現を取捨選択することは、担当官の職務上の権限内の行為であり、その結果、審査請求人の意に沿わない表現や記載内容となっていたとしても、そのことから直ちに法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではない。諮問庁において、これらの文書の記載内容を確認したところ、相談内容、申告事案の処理状況、監督指導の処理状況等については、監督指導や請求人からの聴取により確認した事実、是正勧告を行うに至った経緯等当該文書の作成目的に照らして必要な情報が記載されている（別表1ないし3参照（ただし、別表2の2、25、29及び41を除く））。

また、是正勧告書（控）は、労働基準監督官が対象事業場に対し、労働基準法等関係法令違反の是正を指導するため、当該法違反の内容や是正期日等を記載して交付する文書であるが、本件においては、すでにこれらの是正勧告を行う上で必要な情報が記載されている（別表4参照）。

以上のことから、これらの保有個人情報は、すでにその利用目的（労働相談の記録及び労働基準法104条に基づく申告処理の記録）を達成しており、法29条に規定する「当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない」情報には該当しない。

4 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は審査請求書において「ミスがのっていない事や情報が違うこと、そして謝罪もない。訂正するための調査もいかげんである。」等と主張しているが、上記3（3）で述べたとおり、審査請求人の主張につ

いては、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合には該当しない。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成29年1月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月10日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年4月13日 | 審議 |
| ⑤ 同年5月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求及び原処分について

本件訂正請求は、審査請求人が法12条1項に基づき、開示請求を行い、平成28年7月8日付け埼玉労働局個開第28-75号により一部開示決定がされた本件対象保有個人情報について、別表1ないし4の各3欄に掲げる箇所についての訂正を求めるものである。

処分庁は、その一部を訂正するとともに、職権で、別表5に掲げる内容を訂正したが、その余の部分は、法29条に規定する保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当しないとして、不訂正とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁も原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報のうち審査請求人の請求どおり訂正がされた部分以外の部分の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当

該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになると解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法に基づく保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において、本件対象保有個人情報を確認したところ、本件訂正請求がされた部分は、いずれも特定労働基準監督署で作成された相談票、申告処理台帳及び続紙、監督復命書の続紙並びに是正勧告書（控）に記録された審査請求人からの相談・申告及び特定労働基準監督署の対応に係る内容等であるところ、別表2の2欄に掲げる通番14等一部の訂正請求箇所については、「事実」か「評価・判断」かを判別し難いものの、一概に「事実」ではないとまでいい切ることができないから、以下、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものとして、訂正の要否について検討する。

3 訂正の要否について

(1) 法29条は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと規定している。

(2) 諮問庁は、訂正の要否について、上記第3の3(3)のとおり説明する。

(3) そこで、別表1ないし4に掲げる訂正請求に係る部分（別表2の2欄に掲げる通番2, 25, 29及び41を除く。）の訂正の要否について検討する。

当審査会において、審査請求人の保有個人情報訂正請求書を確認したところ、別表1ないし4に掲げる訂正請求は、特定個人が行った相談、申告について、審査請求人と担当官等とのやり取り及び担当官の対応に係る記載の訂正、追加及び削除を求めるものであると認められる。

ア 相談票、申告処理台帳及び続紙並びに監督復命書の続紙（別表1ないし3）について

(ア) 当審査会において、相談票、申告処理台帳及び続紙並びに監督復命書の続紙を確認したところ、これらの文書は、その体裁や内容を見ると、当事者の発言内容及び対応方針等を細大漏らさず記載することが要求されている文書ではなく、担当官の理解に基づき、相談・

申告の対応に必要な範囲で記載される文書であると認められる。

そうすると、担当官が当該文書の作成目的に照らしてその内容を取捨選択することは、担当官の職務の権限内の行為というべきであり、その結果、審査請求人の意に沿わない記載内容となっても、それが当該文書の性格に照らして許容される範囲内のものであれば、法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないというべきである。

そこで、当審査会において、当該文書に記録された内容を確認したところ、当該文書のうち、別表1の2欄に掲げる通番1ないし12、別表2の2欄に掲げる通番1、3、4、6ないし12、15、19、20、33、34、38ないし40、45、47及び48、並びに別表3の2欄に掲げる通番2及び3は、当該文書の性格に照らし、審査請求人が請求する訂正をしないことで、現在記載されている内容が、明らかに審査請求人が相談・申告した内容と異なることになるとは認められず、また、「事実でない」とも認められないから、「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当せず、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(イ) 別表3の2欄に掲げる通番1は、別表5の2欄に掲げる通番1のとおり処分庁が職権により訂正している。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、処分庁を通じて担当官に確認したところ、当該部分は、審査請求人が受領した日ではなく、受領し得る日を記載したものであって、職権訂正に誤りはないと説明する。

当審査会において、当該部分を確認したところ、処分庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、審査請求人から「平成27年10月27日」が正しいとする明確かつ具体的な根拠も示されていないことから、訂正内容は、事実と異なるものとは認められない。

したがって、当該部分については、「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当せず、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

(ウ) その余の部分については、当審査会事務局職員をして改めて諮問庁に確認させたところ、処分庁は審査請求人が訂正を求めるような内容の発言をした事実は確認できないとのことであった旨説明する。当該諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、また、審査請求人からは、これら訂正請求部分が事実ではないという明確かつ具体的な根拠は示されていない。

本件対象保有個人情報の性質等に照らせば、そもそも担当官の当時の心情がその内容に含まれるかにつき疑問もあるものの、上記を

踏まえると、いずれにしても当該訂正請求部分は「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当せず、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

イ 是正勧告書（控）（別表4）について

諮問庁は、是正勧告書の訂正請求部分（別表4の2欄に掲げる番号1）については、「是正勧告書（控）は、労働基準監督官が対象事業場に対し、労働基準法等関係法令違反の是正を指導するため、当該法違反の内容や是正期日等を記載して交付する文書であるが、本件においては、既にそれらの是正勧告を行う上で必要な情報が記載されており、審査請求人が訂正を求める内容は、当該文書の性格上、記載すべき情報ではないと説明する。

当審査会において、是正勧告書（控）の内容を確認したところ、是正勧告書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督を行った際に、労働基準法等関係法令に違反があった場合、その違反事項については是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する文書であると認められ、審査請求人が訂正を求める内容は、当該文書の性格上、記載が必要な情報であるとは認められないとの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該訂正請求部分については、「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当せず、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 本件一部訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、不訂正とされた部分は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表1 相談票

1 文書名	2 通番	3 訂正を求める箇所	4 訂正を求める内容	備考
相談票 (平成27年8月14日受付)	1	〈相談内容〉欄中の④	「有給休暇を夏のお盆休みや年末年始休暇にあてがわれてしまう」を「平成26年7月頃会社に有給休暇について聞いた所お盆休みや年末年始に当てると言われ、有給休暇について、自由に取得できない。他の人には、全くない。」に訂正を求める。	
	2	〈相談の内容〉欄中の⑤	「男二人だけでやるか」の直前に「人数集まらないとバスが来ないから、やらない」と追加を求める。	
	3	〈相談の内容〉欄中の⑥	「相談者自身の住民税の特別徴収について、会社から市役所に行って手続きするように言われて休憩時間中に市役所に赴き、手続きをとろうとしたが特別徴収は事業主の義務であることを告げられた。住民税の納付手数料等を会社から請求された場合はどうすべきか？」を「住民税の支払いについて。労働基準法とは、関係ないとは、どういう事なのか。話聞かないで分かるんですか。相談者自身の住民税の特別徴収について、会社は取引先銀行からの支払いだと手数料がかかる為に手数料のかからない所で払いに行ってくれと言われた。8月3日12時から12時20分の間で郵便局にて支払いに行ってきた。昼休けい中に、何やってんだ。みんな仕事してるだろうが、自分の税金なんだから休けい時間に払いに行くのが当たり前だ。そんなんじゃまかせられない。手数料とると、きょうはくされた。休けい時間は労働者の自由には、取れないのか。昨日市役所に行き、給与天引きの住民税の支払いは、事業主の義	

			務であると告げられた。会社の事業内容を休けい時間に行かせるのはどうなのか。本当に手数料を天引きもしくは請求されたらどうすべきか？」に訂正を求める。	
相談票 (平成27年10月5日受付)	4	〈相談の内容〉欄中の②	「有給休暇は、自分から請求しない人には勝手にあてがわれてしまう」を「平成26年7月頃会社に有給休暇について聞いた所、お盆休みや年末年始に当てると言われ、自由に取得できなかった。他の人には有給休暇をあげられないからだまってくれと会社に言われた。」に訂正を求める。	
	5	〈処理状況・意見〉欄中の最後	「解雇予告手当金を会社が支払うと言っている以上、違反にならないと説明した」を追加するよう求める。	
	6	〈処理状況・意見の10月19日の回答〉 (右上に「10-37」と手書きされたもの)	「労基法15条, 24条, 26条, 32条, 34条, 36条, 37条, 39条, 安全えいせい法66条は調査対象にならないので申告できない, と説明した。」と追加を求める。	
相談票 (平成27年10月15日受付)	7	〈10月19日の回答〉欄中の最後	「解雇予告手当金を会社が給料日(10月30日)に支払うと言っている以上違反にならない事と期日を早める事はできないと再度説明した。」を追加するよう求める。	
	8	〈10月16日電話再度相談の処理	「労基法15条, 24条, 26条, 32条, 34条, 36条, 37条, 39条, 安全えいせい法66条は調査対象にならないので申告できない, と説明した。」	

		状況・意見)	と追加を求める。	
	9	27.10.16 電話相談	解雇予告手当金について会社が月末（給料日）に支払うとっている以上いはんにならない。期日も早める事もできない。と言われたが、記入されていない。	
	10	〈処理状況・意見〉	「労基法15条, 24条, 26条, 32条, 34条, 36条, 37条, 39条, 安全えいせい法66条は調査対象にならないので申告できない, と説明した。」 と追加を求める。	
	11	〈処理状況・意見〉 欄中の最後	「解雇予告手当金を会社が給料日（10月30日）に支払うと言っている以上違反にならない事と, 期日を早める事はできないと説明した。」	
相談票 (平成27年10月19日 受付)	12	〈処理状況・意見〉	「労基法15条, 24条, 26条, 32条, 34条, 36条, 37条, 39条, 安全えいせい法66条は調査対象にならないので申告できない, と説明した。」 と追加を求める。	

別表2 申告処理台帳及び続紙

1 文書名	2 通番	3 訂正を求める箇所	4 訂正を求める内容	備考
申告処理台帳（平成27年10月28日受付）	1	27.11.2 処理経過3 行目のただし～	ただし、会社は振り込みますとっている、申告者は振り込みにて返還請求した。申告者は毎日コンビニにて残高確認していたが、会社が勝手に現金書留にて支払った為に27日に受け取れず、翌日28日で23条のいはんである。（に訂正するよう求める。）	
	2	27.11.2 処理経過4 行目	銀行→ゆうびん局（に訂正するよう求める。）	訂正済

	3	処理経過 平成27年11.2欄1ページ目中	「本職は休業手当は労働日に労働者が働く意思がありながら、会社の都合で休業となった場合支払われるもので、休業日にアルバイトをしていたということであれば会社には休業手当の支払いの義務はないと説明した。」を「本職は休業手当は労働日に労働者が働く意思がありながら、会社の都合で休業となった場合支払われるものと説明した。」に訂正するよう求める。	
申告処理 台帳（平成27年12月8日受付）	4	平成27年12.8欄中	「求めるのは平成26年1月25日から平成27年9月26日までのうち土曜日についての休業手当の支払い、」の後に「特定監督署に相談し、タイムカードに手書きで書いたらという回答を受け」を追加するよう求める。	
	5	平成27年12月24日処理経過欄最後	「臨検の際の本職のミスに対し、いんぺいした。」と追加を求める。	
	6	平成28年1.4欄中	「申告者が来署し、現金書留により58,858円支払われたとのことだった。明細がなく、内訳がわからないので郵送するように伝えてほしいとのことだった。」のあとに「まさか、会社が監督官のメモをそのまま送るとは思わなかった。」を追加するよう求める。	
	7	28.1.13処理経過2行目以降	申告者はあっせんの申請を行いたいとのことであったため、処理を行うのが局であるため、局企画室に相談するよう伝えた。 (に訂正するよう求める。)	
	8	H28.1.21処理経過	4行目 直接被申告者に問い合わせるよう伝えた→キレた。 申告者から電話があった。→数分後申告者から電話があった。	

			対応はすべてA監督官にまかせてあると言われた→だからわからない。同じのなら送れるけどといわれた。 (に訂正するよう求める。)	
	9	H28.1.22 処理経過	送付した→申告者・被申告者に何も言わずに送付した。 (に訂正するよう求める。)	
	10	平成28年2.12 欄中	「申告者から電話があり、健康診断について、是正の期日が過ぎて是正されていないようなので、毎週でも被申告者に電話して、是正するよう催促すべきではないのかと申し立てた。」のあとに「会社に対し、H28.1月中にやって下さいという書類を出して、それを会社は受領した事、3月までにやる予定だったことを聞いていない、4月以降にやると聞いていると説明した。」を追加するよう求める。	
	11	平成28年2.17 欄の前	「平成28.2.15 申告者と電話で話し、会社に対し、H28.1月中にやって下さいという書類を出して、それを会社は受領した事、3月までにやる予定だったことを聞いていない、4月以降にやると聞いていると説明した。」を追加するよう求める。	
	12	平成28年2月23日 処理経過欄中の「就業規則について」のあと	「三六協定について、相談や申告者が三六協定の事を話に出さないと、監督管は、何も話に出さないんですよ。本職は「そうですね」と答えた」と追加を求める。	
	13	平成28年2月23日 処理経過欄の	「本職はいいかげんで責任感などない為、実際に何を調べているのかなど、言う必要などはない、バレないようにいんぺいするのみ」を追加として求める。	

		最後		
14	平成28年3月14日処理経過欄の最後		「しかし、本職は会社に対し、申告者の質問を聞くつもりは全くない」と追加を求める。	
15	H28.3.18処理経過		休業手当について、技術手当の計算の後に、休業手当の計算をしたにもかかわらず、本職のミスにより全額の支払いをされていないと申告者より追求された。謝罪はしていない。 (を追加するよう求める。)	
16	平成28年3月18日処理経過欄の最後		「いいかげんな仕事しか出来ない本職のミスをいんぺいする。平成27年12月14日、18日の臨検にて残業代に含まれなかった技術手当の残業割増分を計算した後に平成26年8月25日の休業手当を計算したのに、その分の平均賃金上がる為休業手当の未払いが発生するはずだ、本職のミスだろうがと、追求されたが、謝罪などしない。いんぺいするのみ。バレるはずはない」と追加を求める。	
17	平成28年4月21日の処理経過欄の最後		「本職はいいかげんなので申告者の質問や申告内容などどうでもいい。会社にも聞かず、適当に答えていてもバレない。」と追加を求める。	
18	28.4.21処理経過(申告者に電話し、申告処理状況を伝えた)の後		前回支払われた休業手当の計算に関して税金等含んでいない計算だった為、計算をやり直しましたと伝えた。 本職のミスをいんぺいできた。 (を追加するよう求める。)	
19	平成28年4.2		「28.4.22支払いの34,127円に対しての1円不足があった。」を追	

		5 欄中の「申告者に電話した。」のあと	加するよう求める。	
	20	平成28年4月28日処理経過〈申し立て〉欄	⑥として「労基法15条, 24条, 26条, 32条, 34条, 36条, 37条, 39条, 安全えいせい法66条は調査対象にならないから申告できなかった」と追加を求める。	
	21	平成28年4月28日処理経過〈説明〉欄中	⑥として「都合が悪いので無言で答えなかった」と追加を求める。	
	22	平成28年4月28日処理経過欄中の申告者の申し立て	⑦として「相談・申告者は労働基準法をじゅくちしていないと本職に相談・申告してはいけないという問いに, そうですねと答えたとよな」と追加を求める。	
	23	平成28年4月28日処理経過欄中	「事実なので, 本職は無言で答えなかった。」と追加を求める。	
	24	平成28年4月28日処理経過欄の説明①の最後	「4月25日申告者からの1円不足について, はじめて上司に報告し, 上司ともなが, 確認すると, 本職のミスをはじめて上司に見つかった。このミスに対し, 申告者に発覚した事をすぐには報告しない。28日に来るんだからその時でいいんだと上司ともながの考えで今日のはじめて申告者に報告した。」と追加を求める。	
	25	28.4.28処理	27.11.27→27.10.28 (に訂正するよう求める。2カ所。)	訂正 済

		経過		
	26	28.4.28 処理経過	<p>⑥申告者に本職はいいかげんな調査しか出来ずミスばかりするんだからメモなどする必要ないと言われた。</p> <p>労働基準法をじゅくちしていない人は本職に相談・申告してはいけないという問いに対して、そうですね。と答えたよなという問いに本職が何を言ったのか忘れていた為答えなかった。</p> <p>監督官の職務に対し責任を持って行っていない為、ミスをして、追求されるまでかくし通し、せいのない謝罪でも、1度あやまれば、謝罪した事になるので、今後謝罪するつもりもなければ、ミスも認めなければ、やりすごせる。そう思い、申告者からのお前は何をミスしたんだという問いに答えなかった。</p> <p>(を追加するよう求める。)</p>	
	27	28.4.28 処理経過 回答②	<p>前回の臨検での本職のミスを目的として、税金を含んでいない計算をした事や前回支払った金額を会社の言った金額をうのみにし、ミスだと知られたくない為前回の支払い金額の確認をおこたっていた。前回の経けんをふまえて、会社に何も言わなかった為に、会社がそのまま送り、ミスに対しても会社に責任を押しつけ、うやむやに出来るような結果となった。</p> <p>(を追加するよう求める。)</p>	
	28	28.4.28 処理経過 回答④	<p>申告者よりの情報を会社に聞いていない為、ボロが出てしまう為、これ以上いえなかった。</p> <p>(を追加するよう求める。)</p>	
	29	28.4.28 処理経過 回答⑤	<p>27.11.27→27.10.28</p> <p>(に訂正するよう求める。)</p>	訂正済

30	平成28年4月28日処理経過欄, 回答⑤の最後	「いつも通りいいかげんな回答で, かいひし, 答えなかった。」と追加を求める。	
31	平成28年(4月28日)処理経過欄の申告者の申し立て	⑧として 「臨検時に会社に対し, これだけやれば違反にならない。という指導をしているんですよね, と聞いた時, そうですね, て言ったよな」と追加を求める。	
32	平成28年4月28日処理経過欄回答	「事実であり, 本職の方から言った事ではあるが, 無言で答えなかった」と追加を求める。	
33	28.5.2処理経過	5月6日以降→連休明けには支払うと伝えた。 (に訂正するよう求める。)	
34	平成28年5.9欄1ページ目中	「平成28年4月28日に申告者が来署した際に, A監督官が支払を指導した3万4127円に対する不足金額1円を連休明けには支払うように指導する旨を言っていたが, 」を「平成28年4月28日に申告者が来署した際に, A監督官が支払を指導した3万4127円に対する不足金額1円を支払うように指導する旨を言っていたが, 」に訂正するよう求める。	
35	平成28年5.9欄1ページ目の「→行政機関とし	「・またA監督官のミスが発覚した。40時間超えの時間外労働の計算でもれや計算間違いがある。その為技術手当の残業代や平均賃金の上がる休業手当, 解雇予告手当金にも未払いがある。→ミスを隠蔽する為ミスは認めない。証拠は何1	

		て法律の説明を行わないことは不適切である。」の後	つない。本職のミスで時効が来ても関係ない。」を追加するよう求める。	
	36	平成28年5月9日処理経過欄最後	「結局解雇成立はいつなのか→答えない。」と追加を求める。 「行政指導している」と「なお予告または予告手当のいずれも行わない解雇は刑事的に問題となる」の間に、「だが、実際に、本職は、指導を行わない。そんなバレないのでいんぺいした。」と追加を求める。	
	37	平成28年5月11日処理経過欄の「伝えた。」の後	平成27年11月の申告の際、10月28日支払い分に関し、会社が勝手に現金書留で支払ったから、現金書留でという約束など、どうでもいい。申告者にお金が届かなくても会社が支払ったと知っている以上、これで正された。後はどうでもいい。」と追加を求める。	
申告処理台帳（平成28年5月9日受付）	38	申告事項欄	「解雇予告手当金不払（基20条）休業手当（基26条）」と追加を求める。	
	39	申告の内容欄	「支払われていないことに気付いた」を「支払われていないA監督管のミスがあることに気付いた。残業代の未払い発生により平均賃金で計算される。平成26年8月25日の休業手当と解雇予告手当金について、未払いが発生している事に気付いた。」と訂正請求します。	
	40	H28.5.9申告処理台帳	A監督管のミスによって、もれや計算間違いの為、本来1回の臨検で支払われるべきものに対し、再度、支払いを申告した。 (を追加するよう求める。)	

	4 1	平成28年5月16日処理経過	昼のサービス休けい→15:00のサービス休けい (に訂正するよう求める。)	訂正済
	4 2	平成28年5月20日処理経過欄「5月19日に当該事業場へ臨検した」の後	「申告人からの会社のずさんな対応に対して今後対応するよう伝えておくとは、言ったが、そんなのは、どうでもいいので伝えない、そして説明などするはずがない」と追加を求める。	
	4 3	処理経過 平成28年5.31欄中	「支払を求めるということであれば、訴訟等を行うしかない。」の後に「本職のミスを隠蔽し、説明した。」を追加するよう求める。	
	4 4	平成28年6月1日処理経過欄の「申告者の申し立てに対し、次のとおり話した。」の最後	「ミスをしていんぺいして、会社の責任にし、あとは民事でと言え言いだからこんな楽な仕事はない。どうしても、いんぺいしきれなくなったので1つだけ上司にはじめて4月25日に報告した。ミスはたった1つにできるんだから、しゃざいもしたと記入したし、ミスのいんぺいなどバレるはずがない」と追加を求める。	
	4 5	平成28年6月1日処理経過欄の申告者の申し立て	「本職の計算間違いに対し」を「本職の多大なミスに対し」と訂正するよう求める。	
	4 6	平成28年6月1日処理経過	申告者の申し立てに対し、次のとおり話した。 「調査を行い」を「いいかげんな調査を	

		過欄	行い」と訂正を求める。 「指導を行っている」の後に「ミスをいんぺいし，他のミスに関し，上司には報告していない。」と追加を求める。	
	47	H28.6.3	本職は正しい情報を教えない（の後の）おそれがある（を削除するよう求める。）	
	48	H28.6.3	あなたは正しい情報を教えない（の後の）かもしれない（を削除するよう求める。）	

別表3 監督復命書（続紙）

1 文書名	2 通番	3 訂正を求め る箇所	4 訂正を求める内容	備考
監督復命書 （続紙）（平成27年1月2日付）	1	27.1 1.2かん とくふく めいしよ （続紙）	平成27年11月27日→平成27年10月28日 （に訂正するよう求める。）	
監督復命書 （続紙）（平成27年12月14日付）	2	参考事 項・意見欄 2ページ 目中	「平成27年9月30日に解雇となり，解雇事由証明書に記載された解雇事由の1つがアルバイトを優先させたためとなっていた。会社の休日に会社の許可を得てアルバイトをしていたのに解雇事由にあげられるのであればアルバイトをしていた日は休日でなく労働日である。よって土曜勤務でバイトを入れていなかった日については休業であるから手当の支払いを求める。」を「アルバイトを優先とする勤務態度という解雇理由から土曜日は会社の都合に合わせる日である。前日に言われる時，全く言われぬ時，両方あるが，仕事と休日両方ある為，判断もつかない。前日の15:00に言う，昼に言う，わかり次第言うとか，8割方この通りだという約束でわたされたカレンダーもすべて，守られない。土曜日の休日は，会社都合の休日として請求する。」に訂正するよう求める。	

	3	〈参考事項・意見〉欄	「アルバイトをしていた日は休日ではなく労働日である。よって土曜勤務でバイトを入れていなかった日」を「土曜日に関しては労働日である。よって土曜日に関し、バイトを入れていなかった日」に訂正を求める。	
--	---	------------	---	--

別表4 是正勧告書（控）

1 文書名	2 番号	3 訂正を求める箇所	4 訂正を求める内容	備考
是正勧告書（平成27年12月14日付）	1	37条と24条の欄	「本職のいいかげんな調査でも、これだけの違反が見つかった。」と追加を求める。	

別表5 処分庁が職権により訂正を行った部分

1 文書名	2 通番	3 訂正箇所	4 訂正を行った内容	備考
監督復命書（続紙）（平成27年11月2日付）	1	「参考事項・意見」欄3行目6文字目ないし16文字目	「平成27年11月27日」を「平成27年10月27日」に訂正する。	
	2	「参考事項・意見」欄3行目5文字目の後	「, 申告者及び被申告者から確認したところ, 」を加える。	
申告処理台帳（平成27年12月8日受付）	3	平成28年1月4日付け「処理経過」欄1行目35文字目	「申告者は, 来署した際に, 本職が平成27年12月18日の臨検時に被申告者に渡したメモの写しを持参した。」を加える。	

		の後		
--	--	----	--	--